



議案第 四 号

穴幡地区農村基盤総合整備事業計画について

次のとおり町営土地改良事業を施行することについて、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第二項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十三年二月二日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十三年三月廿日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

- 一 事業の名称 農村基盤総合整備事業
- 二 事業の場所 東伯郡三朝町大字穴鴨・下西谷及び上西谷の地内
- 三 事業の概要

| 事業区分 | 事業量 | 事業費 | 実施場所 |
|------------|-----------|--------------|-------------|
| ほ場整備事業 | 二一、〇ヘクタール | 一六二、三〇〇、〇〇〇円 | 三朝町大字穴鴨・下西谷 |
| 農業用排水施設事業 | 六七五メートル | 五七〇〇、〇〇〇円 | 穴鴨 上西谷 |
| 農道整備事業 | 一、五七〇メートル | 九四六〇〇、〇〇〇円 | " |
| 集落内道路整備事業 | 二八〇メートル | 一一、二〇〇、〇〇〇円 | " |
| 首農飲雑用水施設事業 | 二集落 | 五一、〇〇〇、〇〇〇円 | " |
| 農村公園緑地整備事業 | 一カ所 | 五二〇〇、〇〇〇円 | 三朝町大字穴鴨 |

四 事業費 三三三、〇〇〇、〇〇〇円

五 事業の実施方法 請負

六 事業の実施時期 昭和五十三年度着手

昭和五十五年完了予定